景観形成基準



□建築物・工作物の景観形成基準

項目	具体的なルールの内容
位置	・道路等の公共空間にゆとりを感じさせるように建築物・工作物の位置に配慮する
	こと
	・景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の際に設定される視点場からの眺望を阻
	害しないよう努めること
	・筑後川に面する建築物等は、筑後川の眺望を確保できるように筑後川の河川区域
	から後退するよう配慮すること
高さ	・中低層のまちなみから突出した印象を与えない高さに努めること
形態・	・歴史的な建造物等との調和に配慮したデザインとするよう努めること
意匠	・長大な壁面となる場合は、圧迫感の軽減を図るとともに、適度な分節化を行うな
	どにより単調な壁面とならないよう配慮すること
色彩	・歴史的な建造物や自然との調和に配慮し、外観の色彩は、低彩度の色彩を基調と
	し、色彩を組み合わせる場合には統一感のある配色になるよう努めること
	・明度は歴史的な建造物や自然との調和に配慮すること
	・マンセル値によりR、YR、Y系は彩度3を、GY、G、BG、B、PB、P、
	RP系は彩度1を超える色彩を使用しないこと
	※外壁各面の10%程度はこの限りでない。ただし、周辺との調和に配慮すること。
	※周辺の調和に配慮した自然素材や伝統的工法の素材の色についてはこの限りでない。
	※景観審議会の意見を聞き、市長が景観形成上支障がないと認める場合においてはこの
	限りでない。
屋外	・屋外階段やバルコニー等は、建物本体との調和に配慮すること
設備等	・受水層や室外機、配管設備等は、道路や筑後川等の公共空間から見えないよう配
	慮すること。
緑化•	・塀、垣、柵等を設ける場合は、歴史的な建造物や自然との調和に配慮した生垣、
外構	板塀、土塀等の設置に努めること。ただし、やむを得ず道路等の公共空間に面し
	てブロック塀を設ける場合は、高さや意匠などの修景に工夫するよう努めること
	・工場等は、道路等の公共空間からの眺望に配慮し、緑化による修景に配慮するこ
	ح
夜間照明	・ライトアップ等を行う場合は、周囲の居住環境に配慮すること
屋外	・広告物を掲出する場合は、奇抜な形状を避け、歴史的な建造物等と調和したデザ
広告物	インや低彩度の色彩となるよう努めること
	・窓面利用の広告物・広告幕の掲出は避けるよう努めること
	・点滅する光源、サーチライト等の強い光を発するものは避けるよう努めること